

平成30年 11月28日

保護者の皆様へ

駒形こども園 園長

平成29年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

このお知らせは、「前橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第14条に基づき、お子様が本園を利用した際に、前橋市から本園に給付された1人あたりの額をお知らせするものです。この通知により、追加の給付の発生や、保育料を納めていただく請求書ではありません。

平成29年度に本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額（別紙参照）から、各保護者様から納入していただいた利用者負担額（保育料）を減じた額」となります。

具体的な額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問合せください。

（法定代理受領とは）

「子ども・子育て支援法」に基づく施設型給付等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から施設に対して直接支払いが行われています。この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます。

各月ごとの認定別・年齢別公定価格(1人あたり)

1号認定

支給月	4歳以上	3歳	満3歳
4月	238,310	253,970	-
5月	238,310	253,970	-
6月	238,310	253,970	-
7月	238,310	253,970	-
8月	238,310	253,970	-
9月	238,310	253,970	-
10月	232,580	248,240	-
11月	230,380	246,040	-
12月	230,380	246,040	-
1月	230,380	246,040	-
2月	230,380	246,040	-
3月	239,860	255,520	-

(給付対象期間 平成29年4月～平成30年3月)

各月ごとの認定別・年齢別公定価格(1人あたり)

2・3号認定

標準時間

支給月	4歳以上	3歳	1・2歳	0歳
4月	39,780	55,040	104,940	182,430
5月	39,750	55,010	104,910	182,400
6月	39,720	54,980	104,880	182,370
7月	39,710	54,970	104,870	182,360
8月	39,710	54,970	104,870	182,360
9月	39,690	54,950	104,850	182,340
10月	39,660	54,920	104,820	182,310
11月	39,670	54,930	104,830	182,320
12月	39,670	54,930	104,830	182,320
1月	39,660	54,920	104,820	182,310
2月	39,650	54,910	104,810	182,300
3月	47,380	62,640	112,540	190,030

2・3号認定

短時間

支給月	4歳以上	3歳	1・2歳	0歳
4月	36,610	51,870	101,770	179,260
5月	36,580	51,840	101,740	179,230
6月	36,550	51,810	101,710	179,200
7月	36,540	51,800	101,700	179,190
8月	36,540	51,800	101,700	179,190
9月	36,520	51,780	101,680	179,170
10月	36,490	51,750	101,650	179,140
11月	36,500	51,760	101,660	179,150
12月	36,500	51,760	101,660	179,150
1月	36,490	51,750	101,650	179,140
2月	36,480	51,740	101,640	179,130
3月	44,210	59,470	109,370	186,860

(給付対象期間 平成29年4月～平成30年3月)